

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案参照条文

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）
第二条（略）

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。
254（略）

附則
この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（副大臣）

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

255（略）

（大臣政務官）

第十四条 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

255（略）

附則

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
当分の間	附則第二条第一項一号に掲げる事務
平成二十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（審議会等の設置の特例）
第四条（略）